

令和8年度 事故予防健康管理推進助成(健康診断)の手続きについて

会員事業者の埼玉県内の営業所に勤務するドライバーが、定期健康診断に要した費用の一定額について助成をいたします。

記

1. 主な留意点

- (1) 埼玉県内の営業所に勤務するドライバーを対象とします。
- (2) 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限ります。

2. 助成対象期間

令和8年3月1日～令和9年2月28日までに定期健康診断を実施し、支払いが終了するものとします。

助成金申請書提出期限は令和9年3月5日必着までとなります。

※但し、期間内であっても申請が予算額に達した場合は終了いたします。

3. 助成額、及び上限人数

1人1回に限り 2,000円

1会員 助成上限額 最大で200,000円

助成上限人数は、令和8年度の会費請求台数(埼玉県内の登録車両台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者について、100名を上限とします。

4. 申請方法

① 事前申請書の送付

事前申請書(様式1)、別紙1を FAX 又は郵送にて送付願います。

【お送り先】

FAX 番号:048-644-8080

住 所:埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3

② 事前申請書の受付

送付された事前申請書(様式1)の受付完了後、記載されている番号へ受付完了のFAX送信いたします。

② 申請書兼実績報告書の送付 (事前申請をせずに受診された場合はこちらから)

健康診断を受診及び支払い完了後、必要書類を**郵送**願います。

【必要書類】

- ①様式2 申請書兼実績報告書(請求書)
- ②様式3 健康診断受診者名簿
- ③請求書(写し)
- ④支払いを証するもの(領収書の写し又はネットバンキングで支払いを確認できる画面等)
- ⑤様式1 助成金事前申請書(写し)(事前申請を提出している場合のみ)

④ 助成金の交付

郵送された申請書の書類審査が完了後、指定の口座に入金いたします。

【書類の不備が多い項目】

- ・様式2 申請書兼実績報告書(請求書)に社印が押されていない。
- ・振込先口座の【当座・普通】に丸をつけていない。
- ・申請人数が会費請求台数を越えている。

※事前申請(予算取り)をされず、予算枠に達した場合は助成を受けることができませんので、ご注意ください。

※申請を取下げの場合は、取下げ届(様式4)にて必ずご報告をお願いいたします。

※ご不明な点につきましては、業務部(TEL048-645-2771)までお問合せください。